

(参考1) 消防法令に基づく主な整備内容 (平成27年4月1日以後)

○宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上である高齢者向け施設 * 消防法施行令別表第1 6項口(1)

適用規模等		整備すべき内容
延 べ 面 積	0㎡～	誘導灯
	0㎡～	カーテン等の防災措置
	0㎡～	消火器
	0㎡～	自動火災報知設備
	0㎡～	消防機関へ通報する火災報知設備 (自動火災報知設備と連動)
	700㎡～	屋内消火栓設備 (スプリンクラーの有効範囲は免除) ※耐火、準耐火、内装制限により緩和
	0㎡～	スプリンクラー設備
収 容 人 員	10人	防火管理者の選任
	(階) 20人	避難器具 (避難階は不要) 10人で必要な場合あり
	300人	非常放送設備

○その他にも必要な整備内容あり

○利用者を入所・入居・宿泊させる高齢者向け施設で上記の6項口(1)に掲げるもの以外
* 消防法施行令別表第1 6項ハ(1)

適用規模等		整備すべき内容
延 べ 面 積	0㎡～	誘導灯
	0㎡～	カーテン等の防災措置
	150㎡～	消火器
	<ul style="list-style-type: none"> •利用者を入居させ、又は宿泊させる場合：0㎡～ •上記以外：300㎡～ 	自動火災報知設備
	500㎡～	消防機関へ通報する火災報知設備
	700㎡～	屋内消火栓設備 (スプリンクラーの有効範囲は免除) ※耐火、準耐火、内装制限により緩和
	6,000㎡～	スプリンクラー設備
収 容 人 員	30人	防火管理者の選任
	(階) 20人	避難器具 (避難階は不要) 10人で必要な場合あり
	300人	非常放送設備

○その他にも必要な整備内容あり